

議案第19号

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲賀市国民健康保険条例（平成16年甲賀市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

甲賀市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>